

1. お手紙をお送りした経緯について

2022年の制度改正により、iDeCoへのご加入要件が緩和されたことに伴い、2022年10月以降はiDeCo（国民年金基金連合会）に登録いただいている情報^{※1}について、日本年金機構（以下、「機構」といいます。）や、企業年金プラットフォーム（企業年金連合会が運営する企業年金登録情報（登録項目は下図のa.～f.を参照ください。）データベース。以下、「PF」といいます。）との記録の照合を行い、下記の点を月次で確認させていただくことになりました。

⊕ 機構、PFとの記録照合で確認する内容

- (1) iDeCoのご登録情報^{※1}と一致しているか
- (2) iDeCoへのご加入資格があるか
- (3) iDeCoで拠出されている掛金が拠出可能額の範囲内にあるか



これに伴い、iDeCoのご登録情報と、機構やPFの記録が一致しない場合には、上記(1)～(3)の確認が取れないことから、iDeCo掛金の引落しを一時停止させていただき、ご本人様からのお手続きをお願いするお手紙『個人型年金の記録について』をお送りしています。

※1：iDeCoに登録されている情報

基礎年金番号、生年月日、性別、国民年金の被保険者種別、企業年金等（他年金制度）のご加入状況^{※2}などを指します。

※2：企業年金等（他年金制度）のご加入状況

日本の年金制度のうち、いわゆる3階部分と言われる上乗せ年金制度のうち、iDeCoおよび国民年金基金以外の制度で、企業年金制度等の総称です。

【例：企業型確定拠出年金（以下、「企業型DC」といいます。）、確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度】

2. お手紙がお手元に届いた原因について

『個人型年金の記録について』がお手元に届いた場合、原因として下記の(1)～(7)のご状況が考えられます。

⊕ お手紙が届いた原因として考えられる、ご加入者様のご状況

(1) 理由欄が「01. 個人型年金へ申請した被保険者種別または企業年金等加入状況が相違しているため」の場合、下記の①～⑤のようなご状況

① i D e C o に登録されている基礎年金番号が、機構で登録されている基礎年金番号^{※3}と相違している

② i D e C o に登録されている基礎年金番号では機構でのご加入記録が確認できない

③ i D e C o に登録されている被保険者種別と、国民年金の被保険者種別が相違している
(国民年金の任意加入被保険者であることが確認できなくなった場合も含む)

④ 第2号被保険者の場合、厚生年金の被保険者区分が誤っている

【例：第2号厚生年金被保険者（国家公務員） ↔ 第3号厚生年金被保険者（地方公務員）】

⑤ 機構で登録されている情報が被保険者資格の喪失記録のみで取得情報が登録されていない^{※4}

(2) 国民年金の被保険者記録が保険料免除該当となっている

(3) 国民年金の被保険者記録が死亡扱いとなっている

(4) i D e C o に登録されている生年月日が相違している

(5) i D e C o の掛金額が拠出限度額を超えている

(6) 企業型DCでマッチング拠出を行っている^{※5}

(7) 企業型DCの事業主掛金が年単位拠出となっている^{※5}

(1) の場合のご対応方法については、4 ページ以降をご確認ください

(2) ～ (7) の場合のご対応方法については、同封のお手紙『手続きに関するご案内』をご確認ください

※3：正しい基礎年金番号は、下記のいずれかの方法でご確認ください。

- ◆ 機構から届いている年金手帳・基礎年金番号通知書等の通知物で確認する
- ◆ 最寄りの年金事務所に問い合わせる

※4：(1)－⑤の具体例については、5 ページをご覧ください。

※5：PFに登録されている「企業年金登録情報」については、企業型DCのご加入者様向けWebサイトでご確認ください^{※6}。なお、「企業年金登録情報」に登録されている項目は、「1. お手紙をお送りした経緯について」の図内に項目 a. ～f. として記載しております。

ご加入者様向けWebサイトのご確認方法が不明な場合は、企業型記録関連運営管理機関（以下、「企業型RK」といいます。）、もしくはお勤め先の企業年金制度ご担当者様におたずねください。

※6：法令では、企業型RKは、企業型DCのご加入者様向けのWebサイトで、下記の情報等を表示するものとされています。

- (ア) 事業主掛金および企業型DC加入者掛金の拠出（マッチング拠出）の状況
- (イ) DB等の他制度のご加入者の場合は、その旨
- (ウ) 企業型DCの事業主掛金が年単位拠出となっている、すなわち、当該企業型DCのご加入者様が i D e C o にご加入できない場合は、その旨
- (エ) 拠出することができると思われる i D e C o の掛金の額

また、企業型DCのご加入者様が i D e C o へのご加入やご変更等のお申出をされる際には、このWebサイトでご加入要件等を確認することとされています。なお、これらの情報については i D e C o の金融機関などでは保有しておりませんので、お問い合わせいただいても、お答えすることができません。

3. ご対応方法について

(1) 理由欄が「01. 個人型年金へ申請した被保険者種別または企業年金等加入状況が相違しているため」の場合

i D e C oに登録されている基礎年金番号に誤りがある場合や、下表のようなご状況（ご転職、ご退職など）により、i D e C oに登録されている「国民年金の被保険者種別」や、「企業年金等（他年金制度）のご加入状況」などにご変更があった場合は、ご加入者様が i D e C oのご加入をお申込みいただいた金融機関など※7にご連絡いただき、ご対応方法に記載のお手続き※8を行っていただきますよう、お願いいたします。

ご加入者様のご状況	お手続き先	ご対応方法
退職等により、自営業や無職（第1号被保険者）、あるいは専業主婦（夫）（第3号被保険者）になった	金融機関など	被保険者種別を変更するためのお届出（加入者被保険者種別変更届 K-010）をご提出ください。
就職により、新たに厚生年金の被保険者（第2号被保険者）になった	金融機関など	被保険者種別を変更するためのお届出（加入者被保険者種別変更届 K-010）をご提出ください。
転職により、他の事業所（厚生年金適用事業所）に勤めている	金融機関など	お勤め先を変更するためのお届出（加入者登録事業所変更届 K-011）をご提出ください。
勤務先で企業年金等（他年金制度）のご加入状況に変更があった	金融機関など	企業年金等（他年金制度）のご加入状況を変更するためのお届出（加入者他年金（企業年金等）加入状況等変更届 K-028）をご提出ください。
国民年金の任意加入被保険者になった、あるいは任意加入被保険者ではなくなった	金融機関など	被保険者種別を任意加入被保険者に変更する場合、あるいは任意加入被保険者ではなくなった場合のお届出（加入者被保険者種別変更届 K-010）をご提出ください。
「加入者被保険者種別変更届 K-010」を提出したにもかかわらず、手紙が届いた	年金事務所 → 金融機関など	国民年金の被保険者記録の内容が変更されていないものと思われます。年金事務所にて被保険者記録をご確認の上、必要に応じて変更手続きを行ってください。 国民年金の被保険者記録の変更が完了した後に、金融機関などへ掛金の引落とし再開のためのお届出（加入者掛金引落再開依頼書 K-026）をご提出ください。
i D e C oに登録されている基礎年金番号、生年月日、性別、などに誤りがある	金融機関など	誤りがある項目を訂正するためのお届出（個人情報開示等請求書）をご提出ください。 記録の訂正が完了した後に、掛金の引落とし再開のためのお届出（加入者掛金引落再開依頼書 K-026）をご提出ください。

※7：金融機関などがおわかりにならない場合は、お手紙『個人型年金の記録について』の左下をご確認いただければ、「あなた様の運用関連運営管理機関」とその電話番号が記載されております（こちらのご案内の1ページ目に掲載されている見本の、青枠の部分です）。

金融機関などによっては、ご加入者様向けのホームページにお手続き方法が記載されている場合もございますので、お問い合わせの前に金融機関などのホームページをご確認ください。

※8：「3. ご対応方法について」の表内、「ご対応方法」欄に記載の書類には、添付書類が必要となる場合があります。また、ご加入者様のご状況によっては、「ご対応方法」欄に記載のお届出書類と異なる書類のご提出が必要となる場合があります。詳細は金融機関などにご相談ください。

3. ご対応方法について（続き）

（2） ≪機構で登録されている情報が、被保険者資格の喪失記録のみで取得情報が登録されていない場合≫について

- 「2. お手紙がお手元に届いた原因について」の「お手紙が届いた原因として考えられる、ご加入者様のご状況」（1）－⑤の場合も、iDeCoの記録と機構の記録を確認することができないことから、iDeCo掛金の引落しを一時停止させていただき、ご本人様からのお手続きをお願いするお手紙『個人型年金の記録について』をお送りしています。
- 想定されるご加入者様のご状況の例は下表の通りですが、ご加入者様のご状況によって下記以外の場合も想定されます。
- このような場合、必要に応じて国民年金、厚生(共済)年金のお手続きを進めていただく、あるいはお手続き状況をご確認いただいた後に、ご加入者様がiDeCoのご加入をお申込みいただいた金融機関などにご連絡の上、必要なお手続きをお取りくださるよう、お願いします。

現在の種別 過去の種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	その他
第1号被保険者		※現在の勤務先事業所にて厚生(共済)年金(第2号)の取得手続きがされた後に、自動的に第1号喪失となるため、取得情報なしにはなり得ません	※配偶者様の勤務先事業所にて第3号の取得手続きがされた後に、自動的に第1号喪失となるため、取得情報なしにはなり得ません	海外への転出等、国民年金の資格を喪失した場合で、国民年金の任意加入被保険者にもならない場合 → この場合はiDeCoのご加入資格がない方となりますので、金融機関などにご連絡の上、iDeCoの喪失のお手続きをお願いします
第2号被保険者	退職により前勤務先事業所にて厚生(共済)年金の喪失の手続きが行われたが、ご本人様が第1号の取得手続き※9を行っている(あるいは遅延している)場合	退職により前勤務先事業所にて厚生(共済)年金喪失の手続きが行われたが、現在の勤務先で厚生(共済)年金取得※10の手続きが遅延している場合	退職により前勤務先事業所にて厚生(共済)年金喪失の手続きが行われたが、配偶者様の勤務先事業所にて第3号取得の手続き※10が遅延している場合	
第3号被保険者	下記のような理由により、配偶者様の扶養から外れたために、配偶者の勤務先事業所にて第3号の喪失手続きが行われたが、ご本人様が第1号の取得手続き※9を行っていない(あるいは遅延している)場合 配偶者様のご退職や65歳到達/ご本人様の所得増加/離婚等	※現在の勤務先事業所にて厚生(共済)年金(第2号)の取得手続きがされた後に、自動的に第3号喪失となるため、取得情報なしにはなり得ません		

※9：ご本人様の住所地の市区役所または町村役場の窓口へのお届出が必要です。

※10：勤務先事業所を通じて年金事務所へ届出を行うため、ご本人様から市区役所または町村役場へお届出いただく必要はありません。

4. ご留意事項

当年分の『小規模企業共済等掛金払込証明書』の追加発行について

- i D e C o 掛金額の一時停止が11月～12月となる場合、確定申告や年末調整の際に添付する『小規模企業共済等掛金払込証明書』の証明額に変更が生じます。
- ご加入者様のお手元にすでに『小規模企業共済等掛金払込証明書』が届いている場合は、一時停止の予定を反映した同証明書が追加発行されます（お手紙『個人型年金の記録について』がお手元に届いた月の、同月下旬に発行）。
- お勤め先での年末調整申告後に i D e C o 掛金額の一時停止となった場合は、追加発行された『小規模企業共済等掛金払込証明書』を添付の上、確定申告において申告額を修正していただく必要があります。

以上